

第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策 基本計画

(第2次芦屋市DV対策基本計画)

パブリックコメントの結果による修正箇所抜粋

平成30(2018)年3月

芦屋市

- ・子どもに危害を加えると言っておどす
- ・なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかさ

(3) 性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する，中絶を強要する，避妊に協力しないといったもの夫婦間の性交であっても，刑法第177条の強制性交等罪に当たる場合があります（夫婦だからといって，暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけではありません）。

- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・いやがっているのに性行為を強要する
- ・中絶を強要する

避妊に協力しない

パブリックコメント No.6 による修正箇所

を記載したものであり，全てが配偶者暴力防止法第1条の

【暴力の特徴】

なぜ逃げる事が出来ないのか

(1) 恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から，家を出る決心がつかないこともあります。

(2) 無力感

被害者は暴力を振るわれ続けることにより，「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

(3) 複雑な心理

「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから，被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

(4) 経済的問題

夫の収入がなければ生活することが困難な場合は，今後の生活を考え逃げる事ができないこともあります。

(5) 子どもの問題

子どもがいる場合は，子どもの安全や就学の問題などが気にかかり，逃げることに踏み切れないこともあります。

(6) 失うもの

夫から逃げる場合，仕事を辞めなければならなかったり，これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

パブリックコメント No.5 による修正箇所

DV防止法においては、被害者を女性には限定していません。しかし、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合、女性です。その背景には、性別による固定的な役割分担意識*や男女の経済的格差などの社会構造的な問題があると言われてしています。DVは様々な暴力を使って相手を支配する行為であり、家庭内で起きることが多いため、被害が外から見えにくく、また、被害者が我慢したり相談を躊躇したりするため、被害が潜在化され、その結果、被害が深刻化しやすいという特性があります。被害者の生命や心身に重大な危害を生じる危険性があるにもかかわらず、家庭内の問題に外から介入するべきではないという考え方や、被害者に非があるから暴力をふるわれるのではないかといった周囲の無理解が、被害を一層潜在化、深刻化させてきました。このことは、個人の尊厳を害するものであり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

※

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

第1条：配偶者からの暴力

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

本計画においては、この法律に規定する配偶者等からの暴力のほか、交際相手からの暴力も計画の対象とします。

性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

基本課題2 被害者の状況に応じた相談体制の充実

DV被害者の状況によって、専門的な相談を行う必要があります。芦屋市DV相談室では、相談はカウンセリング技術を用いながら行っていますが、DV専門のカウンセリングは実施していません。そのため、被害女性が自分の決定ができるまで、男女共同参画センターで実施している女性のための心の悩み相談などの相談事業を、活用・情報提供と連携しながら実施している女性のための相談事業を、男女共同参画センターで実施している女性のための相談事業として提供します。

パブリックコメント No.18 による修正箇所

高齢者、障がいのある人や日本語の不自由な外国人等に対しては、関係課や国・県の専門機関と連携や情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。

DV被害者及び支援者からのDV対応に関する苦情の申し出については、市の公聴部門の相談窓口や男女共同参画推進条例における苦情等の申出処理制度を周知し、今後の支援につながるよう対応します。

具体的施策	No.	内容	所管
相談事業等の活用・情報提供	13	男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	DV相談室, お困りです課, 人権推進課, 広報国際交流課, 男女共同参画推進課, 高齢介護課, 障害福祉課, 生活援護課, 子育て推進課, 市立芦屋病院地域連携室
苦情等への対応についての周知	14	苦情等への相談窓口や、苦情等の申出処理制度利用について周知	男女共同参画推進課

婦人相談員

売春防止法第34条に基づき、都道府県知事又は市長の委嘱を受け、保護を必要とする女子等の発見・相談・必要な指導を行う。DV防止法により、配偶者からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な助言・指導を行うことができるとされている。

スーパービジョン

カウンセラーなどの資質の向上のために熟練した指導者(スーパーバイザー)が示唆や助言を与えながら行う教育のこと。

基本課題2 保護命令に関する支援

芦屋市DV相談室では、DV被害者が保護命令制度を利用できるように、保護命令制度について情報提供し、手続について助言するなど、必要な支援を行います。

DV被害者が保護命令制度を申し立てる際に、裁判所等提出書類の作成・助言、状況に応じて裁判所への同行などの必要な支援を行います。

DV被害者が自立を進める上で加害者から追跡のおそれのある場合、加害者を近づけない、加害者に居所を知られない等、安全確保のための支援をします。

具体的施策	No.	内容	所管
保護命令制度に関する情報提供・助言、申立て時の支援	18	保護命令制度の情報提供・助言、申立て時の支援・同行支援等	DV相談室

基本課題3 被害者情報の保護

DV被害者やストーカー被害者等の転居先情報を保護するため、加害者からの請求について閲覧等を制限する措置を講ずることができます。被害者の申立てにより、住民基本台帳の写しの交付・閲覧の制限、戸籍附票の写しの交付制限等の措置を講じ、不当な目的に利用されないように取り組みます。また、住民票に基づく子どもへの手当などが、子どもを同伴しているDV被害者に届かないなどの不利益な状況にならないことにも、配慮が必要です。

住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う関係所管部局において、情報管理の徹底を図ります。また、DV被害者の子どもの就学情報について、市・教育委員会・学校が連携して、情報管理の徹底を図ります。

一時保護施設等につなぐ場合、転居に伴い警察や児童相談所等と連携して情報管理を行います。また、DV被害者の同意の上で必要な情報共有・情報管理の徹底を図ります。

パブリックコメント No.23 による修正箇所

具体的施策	No.	内容	所管
DV被害者等に関する情報管理の徹底	19	庁内関係部局での、DV被害者等に関する情報管理の徹底	DV相談室 関係機関
	20	広域的連携での、DV被害者等に関する情報共有・情報管理の徹底	DV相談室 関係機関